



ふれあい花壇・菜園の申込み手続きについて

1 利用可能な土地の閲覧・相談、申込書類の入手

- 未利用市有地の利用を希望される場合は、区役所コミュニティ支援課にて貸出地マップを閲覧し、申込書類を受け取ってください。
- 公園の利用を希望される場合は、区役所まちづくり整備課にご相談ください。

2 自治会またはまちづくり協議会と協議

- 校区・地区自治会またはまちづくり協議会とご相談ください。
(校区・地区自治会またはまちづくり協議会が利用団体となる場合は不要です。)

3 市有地の隣接住民等の同意を得る ※公園の場合は、公園愛護会の同意も必要

4 申込書類の提出

5 承認・許可の審査

- 市が現地確認と書類審査を行ったうえで、承認・許可の可否を決定します。

6 承認・許可書の送付、土地の整備

- 市から承認・許可書をお送りします。また、必要に応じて、市が土地の整備を行います。

7 利用開始

受付窓口 未利用市有地 → 各区役所コミュニティ支援課
公園 → 各区役所まちづくり整備課

- お問い合わせは、各区役所まで、お気軽にご電話ください。
- | | |
|----------------------------------|----------------------------------|
| ●門司区役所 門司区清瀬1丁目1-1 331-1881(代) | ●若松区役所 若松区浜町1丁目1-1 761-5321(代) |
| ●小倉北区役所 小倉北区大手町1-1 582-3311(代) | ●八幡東区役所 八幡東区中央1丁目1-1 671-0801(代) |
| ●小倉南区役所 小倉南区若園5丁目1-2 951-4111(代) | ●八幡西区役所 八幡西区筒井町15-1 642-1441(代) |
| | ●戸畑区役所 戸畑区千防1丁目1-1 871-1501(代) |

